

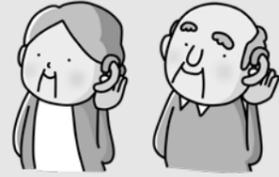
## 60歳以上の方 補聴器の購入費用を助成します！

町では、聴力機能の低下による日常生活に支障のある高齢者の閉じこもりや認知機能の低下を防ぎ、社会参加および地域交流を促進することを目的に補聴器購入費の一部を助成します。

**助成額** 上限22,000円(補聴器購入費の2分の1以内の額)

**対象** 以下のすべてに該当する方

- ・町内に住民登録があり、在住している60歳以上の方
- ・軽・中等程度の難聴(両耳聴力レベル30~70dB未満)の方
- ・身体障害者手帳(重度難聴)の対象とならない方
- ・指定医の診断で補聴器が必要であると証明(医師意見書)を受けた方



**助成対象機器**

左右いずれかの耳、または両耳に装着する補聴器本体(管理医療機器として認定されたもの)および補聴器付属品

△ **ご注意ください(対象外になるもの)**

- ・申請前に購入された補聴器
- ・集音器やレンタル費、付属品のみ購入費、部品の交換および調整等
- ・医療機関の受診・検査費用、文書料等

**申請方法**

医療機関の受診や、認定専門店での見積もりなど所定の手続きが必要です。  
購入する前に、福祉課へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

**問合せ先** 福祉課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 6



## 重度障害者助成事業

年度途中での切り替えはできません

### タクシー料金助成

**対象者**

町内在住で次のいずれかの障害に該当する方

- ①身体障害者手帳 1級~3級
- ②療育手帳 A1、A2、B1
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級~3級

※長期入院している方、施設に入所している方、自動車燃料費の助成を受けている方は除きます。

**助成額**

町が指定するタクシーの初乗運賃相当額を助成(1か月につき、タクシー乗車券5枚を交付)

※人工透析治療を受けている方は、1か月につき10枚を交付。ただし医師の証明が必要です。

**必要書類**

申請書、障害者手帳の写し

タクシー乗車券の交付枚数は、申請月によって異なります。

各申請月の交付枚数は次のとおりです。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚数	60枚	55枚	50枚	45枚	40枚	35枚
申請月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	30枚	25枚	20枚	15枚	10枚	5枚

以前に助成を受けていた方も申請が必要です。申請した月から助成の対象となり、申請が遅れると助成を受けることができない期間が発生しますのでご注意ください。

### 自動車燃料費助成

**対象者**

町内在住で次の障害に該当し、障害者本人が普通自動車を運転、又は障害者と住民票を同じくし、生計をともにしている方が普通自動車を運転する場合

- ①身体障害者手帳 1級~3級
- ②療育手帳 A1、A2、B1
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級

※長期入院している方、施設に入所している方、タクシー料金の助成を受けている方は除きます。

**助成額** 1か月3,000円が上限

**必要書類**

申請書、振込希望口座の通帳、障害者手帳の写し、運転免許証の写し(家族運転の場合、運転する家族の運転免許証)、自動車検査証の写し

※自動車検査証の所有者、使用者の欄に障害者本人の氏名か生計をともにする者の氏名が記載されているものに限りです。

**問合せ先** 福祉課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 6

## 川越町つながる笑顔のまち応援商品券

町では、物価高騰の影響等による町民のみなさんの経済的負担軽減と、町内事業者による地域経済再生のきっかけの創出を目的とした、川越町つながる笑顔のまち応援商品券を国の「物価高騰対応重点支援地方交付金」を活用し配布します。

**商品券について**

1人 5,000円(500円券×10枚つづり)

**対象者**

令和8年2月27日時点で川越町に住民登録のある方



**配布方法**

世帯主に各世帯人数分の商品券を送付します。

4月中旬から順次発送しますが、送付完了まで2~3週間程度かかります。また受取時には、印鑑が必要になります。

**使用期間**

5月20日(水)~令和9年1月31日(日)※使用期間を過ぎた商品券は無効となります。

**利用可能な事業所(取扱店)**

商品券を使用する場所として登録された川越町内の事業所・店舗等

※商品券発送時に取扱店一覧表を同封します。

※取扱店の追加登録があった場合の公表は町ホームページ等で行います。

**使用に際しての注意事項**

- ・券面金額に満たない使用でも、つり銭は出ません。
- ・商品券等の換金性が高いものの購入はできません。
- ・たばこの購入や国税、地方税、使用料等の公租公課の支払いには使用できません。
- ・商品券の売買、再利用、再発行はできません。
- ・使用期間終了後の使用はできません。また、未使用券の現金化は行いません。
- ・その他、商品券交付事業の趣旨にそぐわないものについては使用できません。

**問合せ先** 産業建設課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 7



## 「川越町つながる笑顔のまち応援商品券」取扱事務所の募集

商品券の取扱店を募集しています。ただし、町内にある店舗に限りです。

**申込期間**

令和9年1月29日(金)まで随時募集登録を行います。

※取扱店は川越町・朝明商工会ホームページ等で公表します。

**申込先** 朝明商工会

**申込方法**

川越町・朝明商工会ホームページの募集内容をご確認いただき「川越町つながる笑顔のまち応援商品券取扱事業所登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入して、持参または郵送で提出。

**問合せ先** 朝明商工会 TEL 3 6 5 ・ 6 6 0 3

産業建設課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 7

朝明商工会HP



川越町HP

